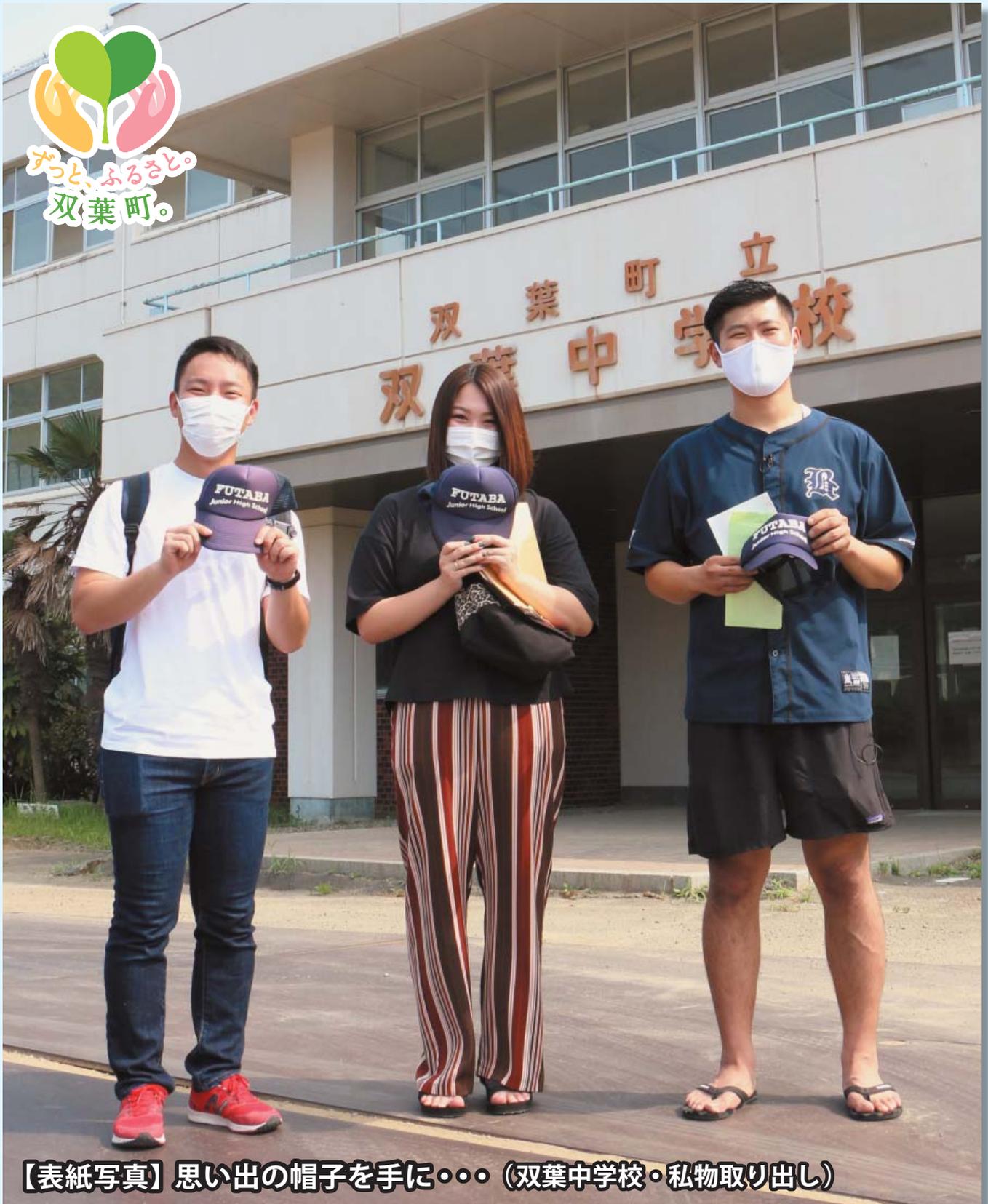


# 広報ふたば



## 町民の皆さまへ

10月を迎えました。例年ならスポーツや芸術活動など様々な行事が盛んに開催される季節ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため町が開催する行事のほとんどを中止せざるを得ませんでした。町民の皆さまにおかれましては、コロナ禍の中で様々な活動が制限され、感染防止のためマスクを着用しての生活と不自由な思いをされていることと思います。

8月28日、安倍晋三内閣総理大臣が辞任を表明されました。安倍総理(当時)は「福島復興なくして日本の再生なし」との基本方針を掲げ、被災地の復興のためにご尽力いただきました。福島県をたびたび訪問され、双葉町にも3度足をお運びいただきました。最後にお会いしたのは今年3月7日です。全線開通を控えた常磐線の試運転列車に安倍総理が乗車され、双葉駅のホームに降り立ちました。私が町の復興状況を説明し、町への立地が決まった浅野燃系株式会社のタオラムフラワーを差し上げると、笑顔でマフラワーを首にかけられました。同日に行われた常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの開通式の際には、そのマフラワーを持ってあいさつに臨まれたことを思い出します。双葉町の復興が着実に進んでいることに感謝し、心からお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。また、次の政権に対しては、双葉町の復興が滞ることのない様に切れ目のない対応を強く要望したいと思います。

昨年は、10月に日本列島を縦断した大

型台風19号が各地で記録的な大雨を降らせ、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂崩れなどが相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。町民の皆さまの中には避難先で水害に遭われた方もおります。また先月、九州地方を襲った台風10号では、暴風が吹き荒れ、大規模停電が発生しました。台風シーズンに備え、町民の皆さまにはそれぞれの避難先のハザードマップや避難場所の確認、薬、飲料水などの備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行い、台風に備えていただきたいと思っています。

町内の農業の取り組みについて、昨年は両竹地区で行った野菜の試験栽培が台風の影響を受け中断しましたが、8月27日に、両竹地区農地保全管理組合の協力のもと、旧避難指示解除準備区域での野菜の出荷制限解除に向けた試験栽培を両竹地区のほかで始めました。今年は新たに8月30日に下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合、上羽鳥地区農地保全管理実行組合の協力を得ながら、羽鳥・長塚地区でも野菜の試験栽培の取り組みを始め、それぞれの地区のほかでキャベツやブロッコリーの苗を植え付けし、ホウレンソウやコマツナ、コカブの種を蒔きました。収穫した野菜は、県において放射性セシウム濃度が国の基準値を十分に下回っているかどうかを確認していきます。このように双葉町でも、営農再開に向け目に見える形で前進していることを喜ばしく思います。

過ぎしやすしい季節になりましたが、引き続きコロナ対策と併せて健康管理にはくれぐれもご留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

## 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察が行われました

9月2日、原子力損害賠償紛争審査会の鎌田薫会長と大塚直会長代理ほか委員による双葉町内の現地視察が行われました。

鎌田会長らは、震災から手付かずのまま残っている役場本庁舎を訪れ、震災直後に避難所となった町民ホールのほか、2階フロアでは、震災当時に東京電力から通報された内容の一部の記録を視察されました。

その後、産業交流センターに移動し、屋上から産業団地内などを視察し、伊澤史朗町長、佐々木清一町議会議長と意見交換を行いました。

意見交換会の冒頭、伊澤町長、佐々木議長から鎌田会長へ要望書が手交され、避難の長期化に伴う精神的損害をはじめとする中間指針の適時適切な見直しなど被害実態に即した確実な賠償と生活再建の確実な実現に向けて佐々木議長とともに強く要望いたしました。



## 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」について

町では、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に、帰還環境の整備を進めているところです。

町民の皆さまの帰還・居住に向けて、国及び町では、特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された場合に、円滑に生活を再開できるよう、ご自宅の本格的な清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の事業再開に向けた準備作業等を進めやすくするため、町民の皆さま等の宿泊を可能とする「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を、条件が整い次第令和3年度中のいずれかの時期で開始すべく検討を進めております。

詳細につきましては、改めて町民の皆さまへ、説明会や広報紙等でお知らせいたします。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0246-84-5206

## 町貸与タブレット端末に関するお願いです

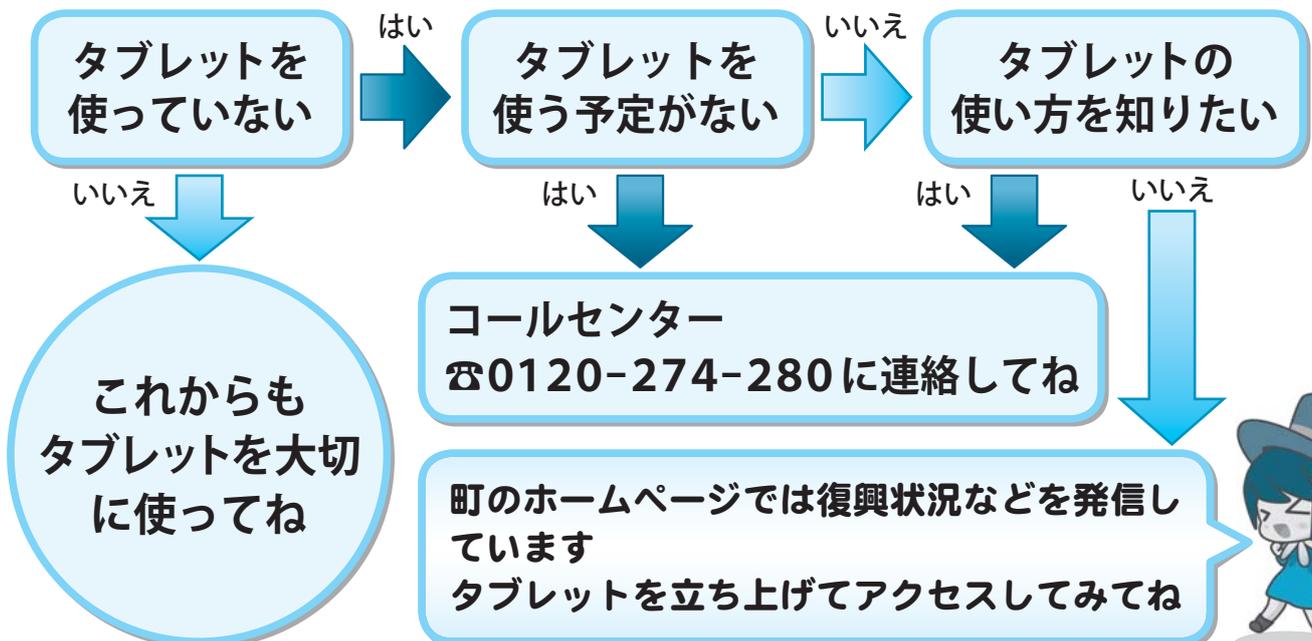
双葉町では利用していない町貸与タブレット端末を回収しています。  
回収しているタブレット端末は富士通製「arrows」です。

- タブレット端末の紛失や破損が相次いでいます。
- タブレット端末は町から皆さんへの貸与品です。大切に取り扱いってください。
- 紛失した場合はコールセンター ☎0120-274-280 に連絡してください。



ふたばアプリ：公式キャラクター  
せんだんちゃん

せんだんちゃんからのお願いです♪  
タブレットの使い方を確認してね



【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5202

# エフ・ビック) が開所しました



双葉町産業交流センターが、10月1日に開所しました。

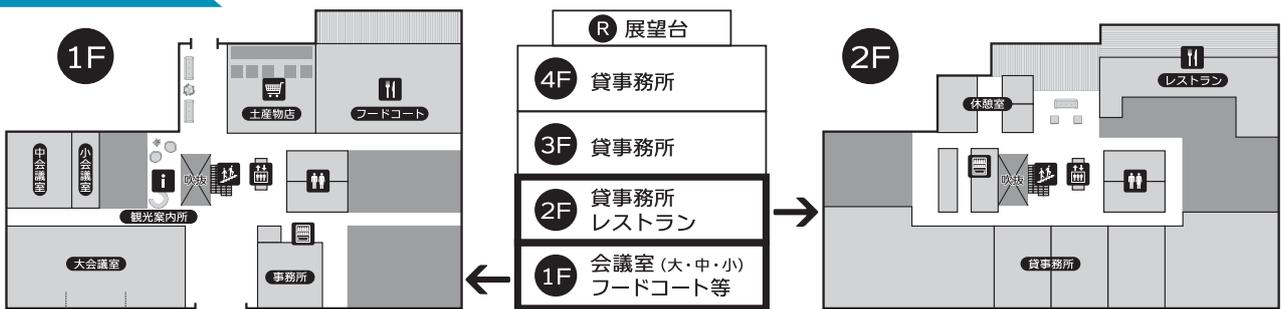
産業交流センターは、双葉町の復興をけん引する「中野地区復興産業拠点」の中核となる施設です。9月20日に開業した東日本大震災・原子力災害伝承館、復興祈念公園に隣接しており、町民の皆さまや貸事務所に入居される企業、中野地区に進出する企業、伝承館等への来訪者等、様々な人々が行き交い、新たなイノベーションを創出することを目指します。

一時帰宅時の際や会合等でご利用いただけますので、ぜひ、お気軽にお立ち寄りください！

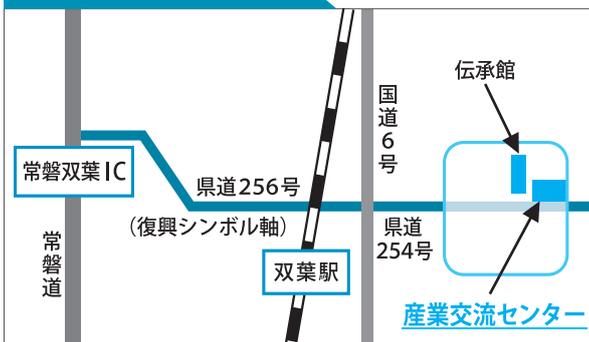
## 施設の概要

- 施設名称：双葉町産業交流センター  
Futaba Business Incubation and Community Center (略称:F-BICC)
- 所在地：福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1
- 開館時間：9:00～18:00
- 休館日：年末年始（12/29～1/3）
- 主な設備：貸事務所18室、商業施設（フードコート、レストラン、土産物店等）、貸会議室（大・中・小）、駐車場約260台
- 問い合わせ先：☎0240-23-7212

## フロア図



## 交通アクセス



## 公共交通機関

- JR双葉駅からは約2.5kmの距離がありますが、
- ① 電車に接続するバス（10月開始予定）
  - ② カーシェアリング（ホンダ Every Go）  
※事前会員登録要
  - ③ 共有で気軽にお使いいただける自転車（シェアサイクル）をお使いいただけます。
- 双葉駅は特急3往復、普通列車11往復が停車し、エレベーターも完備するなど便利にお使いいただけます。ぜひ公共交通機関を利用してご来場ください。

# 双葉町産業交流センター（F-BICC）

■バラエティ豊かな3つの飲食店がオープンします。ぜひご賞味ください！

	1階フードコート		2階レストラン
席数	約80席		約50席
店舗名	ペンギン	せんだん亭	レストラン エフ
営業時間	10:00～16:00	11:00～14:00	11:30～15:00 ラストオーダー 14:30
メニュー	ハンバーガー、ソフトクリームなどファストフード各種	なみえ焼きそば、ラーメンなどの麺類	日替りランチ定食（洋・和）、カレー、麺類、パスタ、牛丼など
お店からの一言PR	<p>双葉駅前にあった「ペンギン」が双葉町産業交流センターに復活します。 お楽しみに！</p> 	<p>浪江町の仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」から移転、開業となります。B-1グランプリで知名度が全国区となった本場の「なみえ焼きそば」を中心に、段階的に本格的ラーメン、全国のご当地グルメなどを提供する予定です。</p>	<p>福島県産品にこだわった日替りの洋食ランチ、和食ランチをおすすめのメインメニューとし、デザートとお飲み物を添えてご提供いたします。その他、サイドメニューのご用意もしております。</p>

※メニュー・料金等は、今後、町公式ホームページやタブレット等でお知らせします。

■会議室がご利用いただけます！

会議室	収容人数	面積	使用料／1時間（1日）
小会議室	12	28.84㎡	300円（2,400円）
中会議室	24	60.56㎡	600円（4,800円）
大会議室	120	224.10㎡	2,100円（16,800円）



大会議室

- ・会議室の利用には事前予約が必要ですので、お電話等でお問い合わせください。
- ・大会議室は3分割での使用も可能です。（分割利用時は使用料も1/3、2/3となります）
- ・上記の収容人数はスクール形式での収容人数です。  
収容人数はレイアウトにより異なりますので、詳細は施設にお問い合わせください。

## 【主な備品】

- ・両面ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、スタンドマイク ほか  
詳細はお問い合わせください。

## 東日本大震災・原子力災害伝承館が9月20日にオープンしました



福島県が整備を進めておりましたアーカイブ施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」が9月20日に開業しました。震災の記憶や記録を伝承する貴重な資料が多く展示されているほか、町民の方を含め、多くの方が語り部として活動されています。

産業交流センターと伝承館では相互連携を図りながら、双葉町へ人の流れを創出していきます。

### 第3回双葉町議会定例会

9月10日招集の令和2年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせします。

# 行政報告



重な行動をお願いするとともに、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生や「密閉・密集・密接」の「3つの密」を避けるなどの「新しい生活様式」の実践による感染拡大防止に、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、毎年、多くの町民の皆さんに参加いただいております「双葉町敬老会」「町政懇談会」等の行事につきましては、町民の皆さんの健康と安全確保のため、今年度は残念ながら中止とさせていただきます。

## 6月定例会以降の行政報告

### ― 新型コロナウイルス感染症 ―

新型コロナウイルスの感染者は、首都圏や関西圏等の大都市で再び増加し、全国に拡大しております。

このような状況の下、町民の皆さんにおかれましては、感染拡大地域への不要不急の移動を控えるなど慎

### ― 双葉町農地保全管理組合 ―

6月29日、下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合及び上羽鳥地区農地保全管理実行組合が、耕作再開モデルゾーン内の除染後農地の除草・耕起などの保全管理活動を開始しました。

また、両竹地区農地保全管理組合

では、7月10日に無人ヘリによる除草剤散布が、農地保全管理活動の一環として実施されました。



両竹地区農地保全管理組合

### ― 中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結 ―

7月1日には、復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点に関し、自動車などの次世代モビリティの開発等に取り組む株式会社双新電子、及びバス事業や旅行業等に取り組む東北アクセス株式会社と企業の立地に関する協定を締結いたしました。

立地される企業とともに、復興まちづくりの本格化に、より一層取り組んでまいります。

### ― 復興シンボル軸 ―

7月17日、復興シンボル軸と位置付け、福島県が整備を進めておりました、国道6号から東側の県道長塚請戸浪江線、約2.1kmが開通いた

しました。

今後は9月20日に開館する東日本大震災・原子力災害伝承館等が立地する中野地区復興産業拠点へのアクセスが改善されたことで、人々の交流を活発にし、町の復興に大きく寄与するものと考えております。



国道6号と復興シンボル軸の交差点に信号が設置された時の様子

### ― 幼稚園・小中学校での私物取り出し ―

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全町避難から10年目となり、特定復興再生拠点区域の立入規制の緩和が実施され、町立学校施設等の除染も終了したことから、8月22日、23日の2日間、町内の小中学校、幼稚園に残された私物の取り出しを、震災当時の児童生徒、園児と保護者などを含め209名が参加し、新型コロナウイルス感染症防止と熱中症予防対策を十分にしながら実施しました。

## 営農再開に向けた試験栽培が始まりました ～双葉町農地保全管理組合の取り組み～

町内での営農再開と町民の方が帰還後に野菜作りに取り組める環境整備の一環として野菜の試験栽培が始まりました。今回作付けされたのは、コマツナ、ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、コカブの5品目です。両竹地区に3カ所、下羽鳥・長塚地区に2カ所、上羽鳥地区に2カ所の計7カ所に実証用のほ場を設け、各地区の農地保全管理組合がそれぞれの実証ほに5品目の野菜を丁寧に作付けしました。10月中旬頃から順次収穫・検査が行われる予定で、今回の結果を今後の営農再開に向けた取り組みに生かしていきます。

### 両竹地区 農地保全管理組合

8月27日



### 下羽鳥・長塚地区 農地保全管理組合

8月30日



### 上羽鳥地区 農地保全管理実行組合

8月30日



## 生活物資支援事業のお知らせ

毎年年末に、町民の皆さまへ配送しております生活物資につきまして、今年も避難世帯ごとに「ゆうパック」において12月中の配送を予定しています。

お届け先は、原則として町に届出のある避難先としていますが、例年「保管期間満了」や「あて所なし」で多くの生活物資が配送されず戻ってきています。

このため、7月に往復はがきで実施した生活物資支援意向確認でご希望のあった世帯に配送します。

なお、「意向確認の回答はがき」を出し忘れていた方は、10月16日(金)までに提出いただくか、または生活支援課までご連絡ください。(10月17日以降は受付いたしません)

【問い合わせ先】 生活支援課 ☎ 0246-84-5419

# 双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせいたします。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 採用候補者試験・職員選考の実施状況(平成31年度実施)

区 分	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数		採用者数	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
行政職	15	4	14	4	8	4	6	3	6	3
土木職	10	0	7	0	4	0	3	0	2	0
保健師	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
管理栄養士	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0
合 計	25	9	21	9	12	8	9	7	8	6

### (2) 職員の退職の状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)(単位:人)

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人 数	3	7	0	0	10

### (3) 職員の定数の状況(令和2年4月1日現在)(単位:人)

部 局	定 数	職 員 数	差 引
町長事務部局	92	91	▲1
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(3)	1(3)	0
教育委員会事務部局	15	11	▲4
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	(0)
監査委員事務部局	(2)	(2)	(0)
合 計	110 (8)	105 (8)	▲5 (0)

(注) ( )内は兼務職員数です。

### (5) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレズ指数)の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一般行政職	95.7	95.1	92.5	90.2

(注)「ラスパイレズ指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

### (4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位:人)

区 分	部 門	職員数		対前年増減数
		平成31年	令和2年	
一般行政	議 会	2	2	0
	総 務	45	46	1
	税 務	5	5	0
	農林水産	4	5	1
	商 工	2	1	▲1
	土 木	13	13	0
	民 生	6	5	▲1
	衛 生	4	7	3
	計	81	84	3
教 育		11	10	▲1
一般行政+教育		92	94	2
特別会計	下 水 道	1	1	0
	そ の 他	4	4	0
	計	5	5	0
合 計		97	99	2

(注) 定員管理調査における職員数です。

## 2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

### (1) 職員の勤務時間(平成31年4月1日現在) <標準的なもの>

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00~13:00

### (2) 年次有給休暇の取得状況(平成31年1月1日~令和元年12月31日)

年 度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
平成31年度	2,611	850	78	10.9	32.6%
平成30年度	2,580	865	77	11.2	33.5%

### (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

年 度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
平成31年度	16,397時間	180時間
平成30年度	10,986時間	133時間

(注) 特別職、管理職は除く。

### (4) 育児休業の状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)(単位:人)

	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0	1
前年度から引き続いている者	0	1

## 3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2) 懲戒処分者数 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	訓告	嚴重注意	計
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第29条第1項

4. 職員のサービスの状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：人)

区 分	内 容	地方公務員法	違反者数
サービスの宣誓	職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない	第31条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第32条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第33条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第34条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第35条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第36条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第37条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第38条	0
合 計			0

5. 職員の研修状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

研 修 ・ 講 座 名	研修場所 (主催)	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員前期研修	ふくしま自治研修センター	平成31年 4月～ 5月	5日	5名
新規採用職員後期研修	ふくしま自治研修センター	令和元年 9月～11月	5日	4名
新任係長研修	ふくしま自治研修センター	令和元年 7月～ 8月	3日	1名
新任課長研修	ふくしま自治研修センター	令和元年 7月～ 8月	2日	1名
人事評価講座	ふくしま自治研修センター	令和元年 5月～ 8月	1日	2名

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

健康診断の種類	受診者数 (人)	健康診断の種類	受診者数 (人)
胃がん	57	腹囲測定	157
血圧測定	157	聴力検査	157
心電図検診	156	前立腺がん検診	53
眼底検査	143	人間ドック	36
尿検査	157	脳ドック	26
大腸がん検診	128	子宮がん予防検診	25
血液検査	156	乳がん予防検診	31
胸部X線検査	154	延べ受診者数	1,593

(2) 職員健康増進事業 (平成31年度分)

事 業 名 称	受診者数・受講者数
ストレスチェック (計2回)	全職員
個別面談 (計1回)	全職員
市町村派遣職員等メンタルヘルス研修	13名

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

継 続 件 数	措 置 要 求 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第46条の規定に基づき職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

継 続 件 数	不 服 申 立 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他の意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

# ◆ 9年5カ月ぶりの「おかえりなさい」 ◆

## ～ 町内幼稚園・小中学校私物取り出し ～

8月22日、23日の両日、双葉町内の幼稚園・小中学校において、震災当時在園・在学していた園児・児童・生徒と、その保護者の希望者による私物取り出しが行われました。今年の3月に意向調査を実施しており、今回の取り出しに参加できなかった希望者については10月以降に取り出しを実施する予定です。

双葉南小学校



双葉北小学校



家族で思い出話に花が咲きます



教室には保護者の方々の思い出も詰まっています



机の中には思い出が沢山詰まっています



昔の作品を見つけて、スマートフォンで撮影



保護者の手作りのお道具箱が残っていました



裁縫道具を発見  
当時ファイルカバーを製作していました



ビデオカメラで記念撮影



偶然、同級生に会えました

ふたば幼稚園



双葉中学校



# 令和3年度 ふたば幼稚園入園のご案内

双葉町では、令和3年度双葉町立ふたば幼稚園の入園児を募集します。多くの園児の姿が見られることを心待ちにしております。

- ◆所在地 福島県いわき市錦町御宝殿56
- ◆入園資格 右表のとおり
- ◆経費 ①入園料 } いずれも無償です。  
②授業料 }  
③その他：給食・教材費等

3歳児	平成29年4月2日～ 平成30年4月1日に生まれた幼児
4歳児	平成28年4月2日～ 平成29年4月1日に生まれた幼児
5歳児	平成27年4月2日～ 平成28年4月1日に生まれた幼児

※③については町により一部補助されます。

入園を希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。「入園申請書」をお送りしますので、記入・押印のうえ提出をお願いします。申請書は、町公式ホームページからもダウンロードできます。

- ◆提出期間 10月1日(木)～10月30日(金) (8時30分から17時15分まで)  
11月以降も随時入園申し込みを受付けます。

【提出及び問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210  
〒974-8261 いわき市植田町中央1-16-13 エムケービル2階



## 第7回 市町村対抗福島県ソフトボール大会

- ◆開会式：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
- ◆会場：相馬光陽ソフトボール場(相馬市)
- ◆試合：10月11日(日) 9:00～  
同会場 C球場
- ◆対戦相手：1回戦対棚倉町  
(※一回戦勝利した場合)  
2回戦对小野町

選手の皆さんへ  
声援をよろしく  
お願いします!



### － 選手名簿(敬称略) －

No.	位置	氏名
1	監督	榎内 宏
2	コーチ	天野 錦二
3	コーチ	渡辺 浩美
4	主将	井戸川義広
5	投手	吉田 佳次
6	投手	大谷内 俊
7	捕手	木幡 和清

No.	位置	氏名
8	内野手	里見 淳
9	内野手	谷津田淳之
10	内野手	加藤 裕樹
11	内野手	青田 隆志
12	内野手	伊藤 雅明
13	外野手	井戸川悠太
14	外野手	石澤 拓也

No.	位置	氏名
15	外野手	門馬 雄介
16	外野手	佐藤 祐司
17	外野手	加藤 克美
18	外野手	加藤 秀樹
19	外野手	鶴沼 浩二
20	外野手	石上 崇

## 「集まれ！ふたばっ子2020」中止のお知らせ

例年、将来の双葉町を担う小、中、高校生及び保護者の皆さまに再会の機会を設け、双葉町民としての意識や自覚を持ち、絆の維持に努めることを目的として「集まれ！ふたばっ子」を開催しております。

今年度については、広報8月号でご案内させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年11月21日(土)、22日(日)での開催を予定し、準備を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、特に人の移動に伴う感染拡大リスクを払拭することが困難であると判断し、今年度の開催は見送ることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

参加を検討されておられた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

また、来年度「集まれ！ふたばっ子」が開催された際には是非ご参加いただきますよう併せてお願い申し上げます。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210

### 大久保敏己さん(山田)に表彰状

多年に渡り双葉町教育委員会教育委員として教育行政に尽力したとして、大久保敏己さんが福島県市町村教育委員会連絡協議会より表彰され、8月21日にいわき事務所において館下明夫双葉町教育委員会教育長より表彰状が伝達されました。



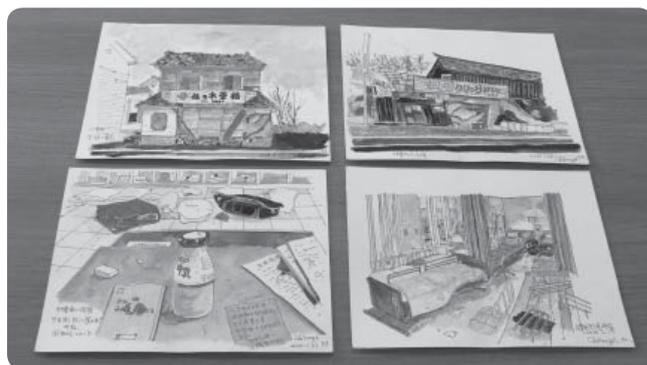
### 福島県知事より感謝状 —個人県民税—

令和元年度の個人県民税の納付実績が優良であることから、福島県から町への知事感謝状が贈呈され、8月17日にいわき事務所において、宇佐見明良県相双地方振興局長から伊澤史朗町長へ感謝状が伝達されました。



## \*\*\* 温かいご支援をありがとうございます \*\*\*

阪神・淡路大震災で被災し、被災した各地の復興支援に取り組む神戸市在住の建築士 曹弘利(チョホンリ)様より、震災後の双葉町を描いたスケッチ集「町の記憶 双葉町 2011.3.11～」の原画が町に寄贈されました。贈られた原画は今後、コミュニティーセンター連絡所の廊下の展示スペースに展示する予定です。スケッチ集は現在、いわき事務所、JR双葉駅旧駅舎、町民交流施設ふたばーく(いわき市)に設置しているほか、町貸与のタブレットの「ふたばアプリ」の日めくりカレンダーでも紹介しています。



## 復興支援員紹介

～ 9月1日に委嘱状を交付した双葉町復興支援員を紹介します ～



双葉町復興支援員  
(通称ふたさば・ONE福島所属)  
森 文香

9月1日から双葉町復興支援員として勤務しております、森文香(もりふみか)と申します。双葉町の広報物の制作や、町民の皆さまのコミュニティ支援などの業務を担当させていただきます。

私は岐阜県出身で、大学時代は愛知県に避難してきた小学生を対象に、夏はキャンプ、冬はクリスマス会を主催するボランティア活動を行っていました。被災地から離れた地域に住んでいた私ですが、この経験から震災や復興を身近に考えるようになりました。

町民の皆さまには教えていただくことも多いと思いますが、いち早く双葉町に貢献できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



まぐみみ福島



総務省行政相談センター

## 令和2年度 行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)までの一週間は「行政相談週間」です。行政相談は、役所(国、県及び市町村)などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

【行政相談委員】 山本 一弥さん(石熊) ☎ 090-4884-0753

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎ 0246-84-5202

## 医療費一部負担金等免除証明書について

### 【国民健康保険および後期高齢者医療保険にご加入の方】

国民健康保険と後期高齢者医療保険にご加入の方へ、有効期限が令和3年2月28日の免除証明書を避難先住所へ送付いたしました。

10月1日以降は今回送付した免除証明書を、医療機関窓口で保険証等と一緒に提示してください。免除証明書の提示がない場合や有効期限が切れた免除証明書を提示した場合、被災証明書を提示した場合には、医療費一部負担金の免除を受けることはできませんので、ご注意ください。

今回送付予定の免除証明書の色と大きさは下記のとおりです。

健康保険の種類	色	大きさ
国民健康保険	オレンジ色	保険証と同じ大きさ(縦5.5cm×横8.6cm)
後期高齢者医療保険	ピンク色	A4用紙(縦29.7cm×横21cm)

※入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担分および柔道整復(接骨院等)・あん摩・マッサージ・はり・きゅう師等の施術費、治療用装具費は免除の対象ではありませんので、自己負担金が発生します。また、保険外診療分についても自己負担となります。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

## 介護保険利用者負担額減額・免除認定証について

介護保険利用者負担額減額・免除認定証(有効期限:令和3年2月28日)を介護サービス利用者の皆さまへ送付いたしました。10月1日以降は介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証と併せて、今回送付した介護保険利用者負担額減額・免除認定証をサービス利用事業者へ提示ください。

今回送付予定の免除証明書の色と大きさは下記のとおりです。

名称	色	大きさ
介護保険利用者負担額減額・免除認定証	黄色	介護保険負担割合証と同じ大きさ(縦12.7cm×横18.4cm)

【問い合わせ先】 健康福祉課 福祉介護係 ☎ 0246-84-5205

## フレイル対策

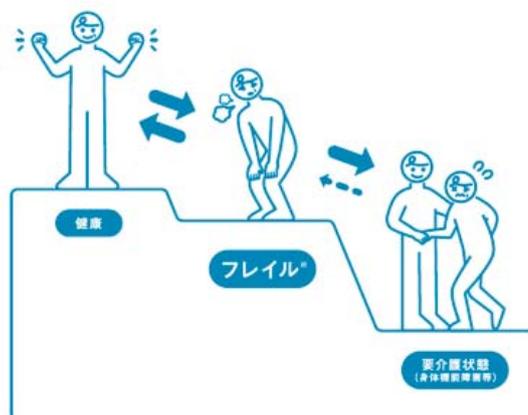
フレイルとは、加齢に伴って心と体の働きが弱くなってきた状態をいい、要介護状態になる前段階と位置付けられています。フレイルは、健康な状態に戻ることができる状態です。早めに気付いて、適切な取り組みを行うことが大切です。

### こんな傾向はフレイルかもしれません！

- ・おいしく食事が食べられなくなった
- ・疲れやすく、何をするのも面倒になった
- ・体重が以前よりも減ってきた

### フレイル予防の3つのポイント！

- ・栄養：バランスのとれた食事を3食しっかり摂りましょう。
- ・身体活動：ウォーキングやストレッチで、今より10分多く体を動かしましょう。
- ・社会参加：趣味などで外出することはフレイル予防に有効です。



## フレイル予防のための食事の摂り方

食事は活力の源です。1日3食、バランスのいい食事を摂りましょう。

### 1 主食・主菜・副菜を組み合わせせて食べましょう

料理が大変な時は、市販の総菜や缶詰、レトルト食品を活用してみましょ。また、色々な食品を組み合わせることで必要な栄養素をまんべんなく摂ることができます。

### 2 肉、魚、卵などのたんぱく質を意識して摂りましょう

たんぱく質の摂取量が少なくなると筋肉量が減少します。また、高齢の方は筋肉のたんぱく質合成が遅くなるため、たんぱく質をより多く含む食品を摂ることが大切です。

### 3 牛乳や乳製品も積極的に摂りましょう

牛乳やヨーグルト、チーズなどは手軽にたんぱく質が摂れるだけでなく、カルシウムやビタミンDの栄養素が含まれるため、丈夫な骨や筋肉の合成を促してくれます。

### \* フレイル以外にも低栄養がいけない理由があります \*

- ①脳卒中や心筋梗塞のリスクが上がる  
栄養が足りなくなると、血管が弱くなって動脈硬化を起こしやすくなります。
- ②免疫力が低下する  
免疫力や抵抗力が下がり、インフルエンザや肺炎などの感染症にかかりやすくなります。
- ③死亡のリスクが1.5倍になる  
栄養状態が悪くなり一定の水準を下回ると、死亡リスクは1.5倍になるということがわかっています。
- ④認知症を起こしやすい  
脳の栄養不足が脳の認知機能に影響すると言われています。

参考：令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業 厚労省HP、フレイル予防 東京医師会HP

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

## 令和2年度 双葉町高齢者インフルエンザ予防接種の助成について

### インフルエンザとは

「インフルエンザウイルス」は主に飛沫感染でうつります。感染すると、38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛などの全身症状が急に現れ、高齢の方や慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化する恐れがあります。

### 双葉町では、高齢者インフルエンザ予防接種の費用を助成します

**対象者** 双葉町に住民票がある方で、次のいずれかに該当する方

- ①接種日の時点で満65歳以上の方。
- ②接種日の時点で満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障がい(身体障がい者1級程度)がある方。

**接種期間** 令和2年10月1日～12月31日(この期間以外の接種は自己負担となります)

**接種方法** 福島県内にお住まいの方

- ・送付された「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を持参し、接種してください。(無料)

福島県外にお住まいの方

- ・避難先自治体にお問い合わせいただき、自治体の接種方法に従って接種してください。
- ・自己負担金が生じた場合は、送付された助成申請書で令和3年2月末日までに手続きをしてください。
- ・福島県内の医療機関での接種を希望される場合は、予診票を送りますので双葉町健康福祉課までご連絡ください。

**注意事項**

- ・インフルエンザ予防接種は義務ではなく、ご本人が希望して受けるものです。
- ・接種回数は年1回です。2回目を希望される場合は全額自己負担となります。
- ・事前に医療機関に予約してください。
- ・受診の際は、新型コロナウイルス感染症にも留意し、マスクの着用・手指の消毒・混雑を避ける、などの感染症対策をお願いします。
- ・「高齢者インフルエンザ予防接種の通知が届かない」「紛失した」などの際は健康福祉課 ☎0246-84-5205までお電話ください。

## 令和2年度 小児インフルエンザ予防接種費用を助成します

### インフルエンザ予防接種を受けましょう

双葉町では、今年度も小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成いたします。

対象者	双葉町に住民票がある生後6カ月～中学3年生の方
助成額	2,000円/1回(差額分は自己負担となります)
助成回数	・生後6カ月～13歳未満…2回 ・13歳以上～中学3年生…1回
接種期間	令和2年10月1日～令和3年1月31日(この期間以外の接種費用は自己負担となります)
接種方法と手続き方法	<p>①医療機関に予約し、接種してください。 なお、接種については保護者の同意が必要ですので、同伴で医療機関を受診してください</p> <p>②接種費用は全額支払い、領収証を受け取ってください。(費用は医療機関により異なります)</p> <p>③1回につき2,000円を上限に助成しますので、「助成申請書」※で町に申請してください。 申請の際には、必ず領収書と接種を受けた証明となる予診票または母子手帳(予防接種の記録欄)のコピーを添付してください。 申請期間は令和3年2月末までですので、ご注意ください。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の予診票をお使い下さい。</li> <li>・小児インフルエンザ予防接種は任意の予防接種で、法律上の義務はありません。ご希望の際は、医師と相談のうえ実施してください。</li> </ul>

※「助成申請書」は、町公式ホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご連絡下さい。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

## 令和2年10月1日から ロタウイルスワクチンが定期接種になります

### ロタウイルスとは

乳幼児期（0～6歳ごろ）にかかりやすく、感染すると2～4日の潜伏期間（感染から発病までの期間）のあと、突然の激しい嘔吐と、白っぽい水のような下痢を繰り返すのが特徴的で、発熱を伴うこともあります。

ロタウイルスは感染力が強く、ごくわずかなウイルスが体内に侵入しても感染するため、乳幼児のうちにほとんどの子どもが感染します。多くの場合は特に治療を行わなくても自然に1週間程度で回復します。しかし、脱水症状が強い場合や合併症を併発した場合には、輸液や入院が必要となることがあります。そのため、ロタウイルスワクチンの定期接種を受け、感染予防・重症化予防することが大切です。

### 対象者

接種対象：令和2年8月1日以降に生まれたお子さん

\*令和2年9月30日以前に接種された方、または令和2年7月31日以前に生まれたお子さんは、任意接種となりますので、ご注意ください。自己負担となりますが、これまでと同様に助成の対象となります。

### 接種期間と回数

ワクチンの種類 *注1、2	対象年齢および接種期間 *注3	回数	接種方法	前回接種日との 間隔
ロタリックス 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（1価）	生後6週～24週	2回	経口接種	4週間以上
ロタテック 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（5価）	生後6週～32週	3回		

注1. ロタウイルスワクチンは2種類あります。どちらかを接種してください。

注2. 必ずワクチンの種類は統一して受けてください。

注3. 安全性の観点から1回目の接種は生後6週から生後14週6日までにを行うことが推奨されています。

### 接種方法

- 出生届時、ロタウイルスワクチンの予診票を3枚お渡ししますが、ロタリックス（1価ワクチン）を接種される場合は、余った1枚は破棄ください。
- 福島県外にお住まいの方は、避難先自治体にお問い合わせいただき、自治体の接種方法に従って接種してください。

### 注意事項

- 事前に医療機関に予約してください。

## 上手な医療のかかり方

近年、夜間の時間外受診や休日受診が増加してきています。このままでは、一刻を争う急病人が後回しにされてしまったり、医療従事者の過剰労働が起こるなどの問題があります。必要な人が安心して医療が受けられるように「上手な医療のかかり方」を知って、できることから始めていきましょう。

気軽に相談できるかかりつけ医を持ちましょう

時間外の子どもの急な病気の相談は ☎ #8000

突然の重い病気やケガなどは迷わず ☎ 119

平日日中の困りごとは、通院先の病院窓口へ

夜間や休日診療は重篤・急患のためにあります

### 上手にかかりつけ医を持ちましょう

健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医師のことを「かかりつけ医」とよびます。

日ごろの皆さんの健康状態を知っていて、気軽に相談ができるかかりつけ医がいれば、早めの対策をとることができ、重症化を防ぐことにつながります。

#### 1 適切な他の医療機関を紹介

入院や高度な検査が必要になった場合、診療科の異なる医師にかかりたい場合にも適切な医療機関を紹介してくれます。

#### 2 健康診断・健康相談

定期的な健康診断や予防接種、高血圧や糖尿病などの慢性的な病気の診察を行っています。その他、健診結果の指導や相談にも応じてくれます。

#### 3 介護保険の主治医意見書

介護保険が必要になった場合、行政に申請を行い、かかりつけ医が主治医意見書を書きます。それをもとに、介護がどの程度必要かを介護認定審査会で話し合います。

#### 4 地域での活動・在宅医

保育園や学校等で学校医、職場の産業医として活動している医師もいます。また、在宅療養が必要な方には訪問診療をしてくれる医師もいます。

#### 5 認知症の早期診断と支援

認知症の早期診断と支援を行うために、介護保険の相談にのったり、必要に応じて専門医やケアマネージャーとともに、ご本人や家族の生活を支えます。

医師が安心・安全な医療を提供し、町民の皆さんが適切な医療を受けるためには、相互信頼に基づいたより良い関係づくりが大切です。かかりつけ医に伝えたいことはメモをして準備することや、受診後の変化なども伝える努力をしましょう。

参考：厚労省HP「上手な医療のかかり方」、日本医師会HP「かかりつけ医を持ちましょう」、東京都医師会HP「かかりつけ医とは」

## 薬と健康の週間

毎年、10月17日から23日の1週間は「薬と健康の週間」です。

今使用している医薬品の効能効果、副作用について正しく理解していますか。医薬品は誤った使い方をすると思わぬ作用が出ることがあります。医師や薬剤師に相談して正しく使いましょう。

### 薬を安全に使うために

- かかりつけ薬局を持ちましょう。
- 医薬品は、使用時期・使用量・使用方法を守りましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について正しい知識を持ちましょう。
- お薬手帳は、1冊にまとめましょう。
- 一般用医薬品について正しい知識を持ち、セルフメディケーションに努めましょう。



#### \*ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。

#### \*セルフメディケーションとは

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0246-84-5205

## 県民健康調査 妊産婦に関する調査について

福島県立医科大学では、福島県の委託を受け、県民健康調査の一環として「妊産婦に関する調査」を行っています。妊産婦の皆さまのこころや身体の状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産科、周産期医療の充実へつなげていくことを目的として実施しています。令和2年度調査対象の方は、下記の方になります。調査へのご協力をお願いいたします。

なお、過去の調査結果は、福島県立医科大学放射線医学県民健康センターのホームページ「妊産婦に関する調査」(<http://fukushima-mimamori.jp/pregnant-survey/>)に掲載しておりますのでご覧ください。

### 【令和2年度調査のご案内】

- 1 対象者：**①令和元年8月1日から令和2年7月31日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方  
②上記期間に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方
- 2 調査票の配布方法と配布時期：**  
【対象者①】福島県内59市町村から得られた対象者情報をもとに、分娩予定日により3回に分けて調査票を送付（令和2年11月から翌3月までの間の11月、1月、3月）  
【対象者②】福島県内の産科医療機関の協力のもと該当される方が来院された際に調査票を配布

### <「妊産婦に関する調査」専門問い合わせ先>

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

妊産婦調査専用ダイヤル ☎024-549-5180（平日 9時～17時）

妊産婦調査専門メール [nimpu@fmu.ac.jp](mailto:nimpu@fmu.ac.jp)

## 令和元年度 行政区総会・交流会の中止について ～ 下条行政区・三字行政区・山田行政区 ～

令和2年3月、4月に開催を予定しておりました令和元年度行政区総会・交流会を、新型コロナウイルス感染症の影響で延期しておりましたが、未だ収束が見えないため中止とさせていただきます。  
 なお、令和元年度行政区総会で役員の変更を予定しておりましたが、次回の行政区総会開催時まで役員の任期を延長させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。  
 新型コロナウイルス感染症の感染予防、健康に留意されお過ごし願います。

下条行政区長 作本 信一      三字行政区長 伊澤 和夫      山田行政区長 箭内 充

## 双葉中学校昭和43年度卒業生の皆さまへ (昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ)

## 同級会の中止について

本年11月に東京都で開催を予定しておりました、双葉中学校昭和43年度卒業生同級会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止とさせていただきます。  
 なお、次回(来年度)開催は新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら判断、いわき市にて開催を予定しております。  
 今までとは生活様式が変わり、不自由な生活を強いられておりますが、健康に気を付けてお過ごしください。

【幹事】 小林 一美 ☎090-1547-9190      作本 信一 ☎090-7062-4083

## 双葉町社会福祉協議会

## ～ 10月 健康運動教室・サロン開催のお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

### ● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	①第1、3水曜日 ②第1、3木曜日 ③第2、4木曜日 のいずれか	13:30～14:30	郡山事務所 ☎024-973-5291
福島市老人福祉センター2階研修室 (福島市仁井田八ツ割川原3)	10月20日(火)		

### ● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
郡山市喜久田公民館会議室 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1)	10月26日(月)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎024-973-5291

### ● 地域交流サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
勿来酒井団地集会所 (いわき市勿来町酒井青柳14-4)	10月21日(水)	①10:00～11:30 ②14:00～15:30 のどちらか	本部事務局 ☎0246-84-6725

## 「常磐線全線運転再開記念 スマホスタンプラリー」を開催します！

令和2年3月14日(土)、待ちに待った常磐線全線の運転が再開しました。

運転再開を記念して、福島県内の常磐線全駅(28駅)において、スマホスタンプラリーを実施します。

浜通り地方の現在の復興の様子をこの機会に是非ご覧ください。

**実施期間** 令和2年10月1日(木)～  
令和2年12月31日(木)

**参加方法** JR常磐線各駅(改札外)に設置されているQRコードをスマートフォンで読み取り、デジタルスタンプを取得します。  
スタンプ取得数に応じて、抽選で賞品をプレゼントいたします。

※ラリーについての詳細は、双葉駅旧駅舎にあるパンフレットをご確認ください。



※画像はイメージです。

**【問い合わせ先】** 相双地方復興ツーリズム推進委員会 (福島県相双地方振興局企画商工部内)  
☎0244-26-1142

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 県からのお知らせ 10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、さらには暴力団等の資金源にもつながります。

### 「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

**【問い合わせ先】** 県庁総務部税務課

☎024-521-7205 FAX024-521-7905  
電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp

相双地方振興局県税部

☎0244-26-1127 FAX0244-26-1128  
電子メール sousei.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

## ❀❀ 福島県交通安全運動「年間スローガン」募集 ❀❀

福島県交通対策協議会では、令和3年から使用する交通安全運動「年間スローガン」を募集しています。あなたの交通安全への想いをスローガンにしてみませんか。詳しくは、県庁生活交通課のホームページを確認の上、ご応募ください。

- **作品の形態**：形式自由  
(現在のスローガン：「みんながね ルール守れば ほら笑顔」)
- **応募資格**：県内にお住まいの方、または県内に通勤・通学している方
- **応募方法**：郵便はがき、FAXまたはメールに次の内容を記載して応募  
作品(よみがな)、作品の説明(60字以内)、氏名(ふりがな)、年齢、  
職業(勤務先、学校名・学年)、郵便番号、住所、電話番号  
※1人何点でも応募可。1回につき1作品まで。自作・未発表のものに限る。  
※ホームページに掲載されているチラシから応募用紙をダウンロードできます。
- **応募期限**：令和2年10月31日(土)〔当日消印有効〕
- **入賞**：最優秀賞1点(賞状及び5万円相当の商品券)  
優秀賞2点(賞状及び2万円相当の商品券)  
佳作5点(賞状及び5千円相当の商品券)

【応募・問い合わせ先】 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県交通対策協議会(県庁生活交通課内)  
☎024-521-7158(直通) FAX 024-521-7887 Eメール:koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

## 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」 養成研修会を開催します

福島県では、地球温暖化の現状や影響、対策等について学習した上で、地域の人たちとともに理解を深める活動を積極的に行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成する研修会を開催します。

- 1. 対象** 地球温暖化防止活動に関心がある方
- 2. 日時** 令和2年10月23日(金) 13:30～16:00(開場 13:00)
- 3. 会場** 郡山市中央公民館 第3・4講義室(郡山市麓山1-8-4)  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記内容にご協力ください。  
・マスク着用での参加をお願いいたします。  
・入室前に検温・手指の消毒をお願いいたします。  
・座席の間隔をあけて座っていただきます。
- 4. 研修概要** 地球温暖化の現状と対策、そして推進員の活動について  
うつくしま地球温暖化防止活動推進員事例発表 等
- 5. 申込み締切** 令和2年10月16日(金)
- 6. 受講料** 無料
- 7. 定員** 30名程度(先着順)

### 【申し込み・問い合わせ先】

福島県地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク)  
〒963-8835 郡山市小原田2-19-19 ☎024-944-0083 FAX 024-953-6093  
[E-mail] uketsuke@fukushima-ondankaboushi.org

## 消防署からのお知らせ

### 安全に登山・紅葉狩りを楽しみましょう！

#### みんなで火の用心

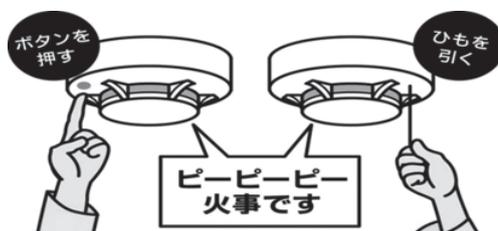
発生した山火事の多くは「たき火」や「たばこ」など、人間の不注意によるものがほとんどです。火の取り扱いには十分注意しましょう。



### 住宅用火災警報器の維持管理をしましょう！

#### 住宅用火災警報器の点検方法

- ボタンを押すかひもを引くと、ブザー又は音声が鳴るか確認しましょう。
- ボタンを押すかひもを引いて作動しない時は、「電池切れ」か「機器本体の故障」が考えられます。



住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。設置年月を確認し、設置10年を目安に本体の交換を検討しましょう！

**火事と救急は119番** <消防署連絡先>

- ・浪江消防署 ☎0240-34-4111
- ・富岡消防署 ☎0240-22-2119

### 環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

#### ◇ 中間貯蔵工事情報センターについて

- ▶ 中間貯蔵施設の様子をバスでご覧いただく見学会を月1回実施しています。10月は、30日(金)を予定しています。見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。

#### ◇ 輸送について

- 双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。  
・2020年度は、488,467 m<sup>3</sup>搬入しています。(2015年からの累計は2,410,110 m<sup>3</sup>) ※9月9日現在

#### ◇ 環境安全委員会について

- 8月31日に福島県、双葉町及び大熊町等の委員からなる中間貯蔵施設環境安全委員会(第18回)が開催され、工事や輸送の状況等について報告しました。  
引き続き安全確保に努めて中間貯蔵施設事業に取り組んでまいります。

#### ◇ 保管場及び陳場下交差点の放射線監視

- ▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293



# 厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



## 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

### 【求職者向け】就職相談

あなたのサポーターがここにいる！就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか？「話す」ことが、悩みを「離す」ことに繋がります。

- 日 時… 10月22日(木) 13:00～15:00 お一人20分程度
- 会 場… 広野町公民館 1階 研修室1 (双葉郡広野町中央台1-1)
- 定 員… 先着5名(要予約)
- 締 切… 10月21日(水)



※会場において感染症予防対策を講じて開催します  
 ※ご予約は下記までお電話ください

### 【問い合わせ先】 ホームページ で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口 (福島市中町4番20号 みんなゆうビル202号)  
 ☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



## 双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた  
 お便りの一部をご紹介します

### 新双葉駅舎の七夕飾りに、つるる望郷の思い・・・

突然の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故発生で穏やかな生活を奪われ、双葉町の全住民の長期避難生活は10年の歳月が経過しようとしている。

帰還への望みは、まだ遠く町民は福島県内外の避難先で、地域にも馴染みながら、それぞれが生活再建・自立へ努力してます。

双葉町の復興への取り組みは、止まることなく、企業立地等も進み、JR常磐線が全線開通、新双葉駅の開業と共に復興への歩みは、確実に力強く前進を見るところです。いわき・まごころ双葉会では、新双葉駅舎の東西自由通路に七夕飾りを展示し、「復興への歩みと元気」を内外に発信し、多くの共感を得ました。

遠望すると阿武隈山脈の緑濃き山容は変わりなく佇み、かつて双葉町が誇った「日本の水浴場55選」の双葉海浜公園は、大津波の爪痕が今も手つかずで、かつての白砂・青松の面影は無い。とてつもなく牙をむいた大海原はどこまでも青く穏やかに広がり、寄せては返す白波にしみじみと失われた、時の流れを感じました。

令和2年8月 いわき・まごころ双葉会 大橋 庸一 (細谷)

### 避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。  
 ※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

### 広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。  
 ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居するようになった場合など、広報紙の発送に関する事は下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5202

【随想】あの日は忘れない

敗戦から七十五年が経過し平和の有難さを実感しております。

昭和二十年八月十五日朝七時のニュースで「本日正午に天皇陛下の玉音放送」がありますので、必ず拝聴する様にとの放送がありました。当時旧制中学二年生で夏休み中でしたので全てを拝聴することが出来ました。録音盤での放送で雑音が多い放送でしたが、「ポツダム宣言の受諾」を知り我が国の敗戦を確認できました。それは「長崎市・広島市」への原爆投下があり大きな被害を齎したので、当時の総理大臣は「ポツダム宣言」受諾を決断し陛下に上申した物と思われます。

敗戦となり今後の生活についての不安解消のために、「ポツダム宣言」の内容についての詳しい説明があり、「流言飛語」に惑わされることなく生活を送る様にと、繰り返し放送がありました。

夏休みも終わり二学期となりましたが、これまでの教科書は廃棄され、A4紙をクリップした仮の教科書となり、連合軍最高司令官「ダグラス・マッカーサー元帥」の教育改革で、校長先生や軍人経験の職員への追放などで、理数科や国語の先生などの優秀な教員が教壇を去り残念でした。

戦中・戦後の食糧不足などでの厳しい生活や、教育環境を体験したものととしては「平和への想い」は強く、世界平和確立こそ教育環境を向上させると共に、世界経済発展の基礎であると確信しております。

現在、世界の二大強国の対立が報じられておりますが、一日も早く解消されますように念願しております。

令和2年8月 古室 仁（浜野）

【文芸】

川柳・茶を供え 亡夫と語らい 朝茶飲む

俳句・汁わんに 間引き大根菜 夕餉膳

・ 鴉鳴いて 秋長けなわに 山紅葉

短歌・もぎたての 野菜届いて みずみずし

香りと旨み 料理光れり

里謡・ 齢はいくつと ひ孫に聞けば

指をハサミに もみじの手

今泉 禮子（長塚二）

人のうごき8月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
榎村 瑠杏	8月8日	勇仁・美帆	浜野
鎌田 怜	8月11日	慎也・彩	鴻草

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
根本 仲子	88	8月2日	羽鳥
福田 達	79	8月3日	郡山
森藤 昭五	90	8月6日	長塚二

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202

双葉町民の避難状況 (令和2年8月31日現在)

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

- ・福島県内に避難されている方 4,026人
- ・福島県外に避難されている方 2,790人

丑 (ウシ) 年生まれの皆さん、広報ふたばに新年の抱負を掲載しませんか

- 掲載号：令和3年1月号
- 文字数：300字程度
- 原稿締切：11月30日(月)

※顔写真が1枚必要となります。

寄稿して下さる方には、原稿用紙をお送りします。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎0246-84-5202

✉ hisyo-koho@town.futaba.fukushima.jp

「双葉の風だより」では全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部を紹介しています。文芸作品や随想など、お便りをお待ちしています。



【送付先】

〒974-8212  
いわき市東田町二丁目19-4  
双葉町秘書広報課

記録として次の世代へ

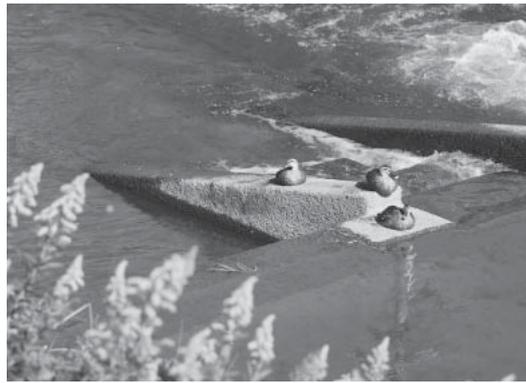
ふるさと

# 絆通信

第90号



ずっと、ふるさと。双葉町。



## 双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先のない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載しています。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



## 「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課  
☎ 0246-84-5202



いとうぶっさん  
伊藤物産 株式会社

いとう たくみ  
代表取締役 伊藤 拓未さん  
(新山)



地元企業として復興への貢献を

この度、(株)伊藤工務店の関連会社として弊社を設立し、8月1日、中野地区復興産業拠点内に店舗をオープンしました。原発事故後の双葉町内で初めて営業を開始した小売店となり、従業員一同、故郷の将来に向かって身が引き締まるような気持ちです。

町内では、復興に向けた各種建設工事、中間貯蔵施設事業、特定復興再生拠点区域内で家屋の解体・除染やインフラ復旧工事などが行われています。そうした現場で日常的に使用される土のう袋・シート・ロープなどの資材類、スコップ・スケール・燃料缶などの用品類、電動工具とその消耗品に加え、猛暑による熱中症対策の季節商品等、約千種類以上の商品をご用意しています。

双葉町の復興に寄り添う店づくり

近年、弊社が扱っているような建設関連資材・用品類は、インターネット通販やホームセンターでも販売されていますが、双葉町内に店を開いたことで、時間や手間をかけず、現場の近くで商品を手に入れたいただけます。また、お客様のニーズを素早く反映させた製品やサービスを取り揃えるよう努め、そうした業態との差別化を図っています。

今後、作業効率向上に寄与できるような

製品やサービスをご提案させていただくとともに、近い将来に期待される住民の帰還に際しては、日用品や農業・園芸用品など、皆さまの生活に寄り添えるよう、品揃えの拡充も検討しています。

生まれ育った故郷への恩返し

祖父が創業し、現在、父が代表を務めている(株)伊藤工務店は、一昨年に50周年を迎えました。そして、同時期に東京から戻って入社後、双葉町内で除草や道路整備工事業務に携わる中、変わってしまった故郷の姿に胸が痛んだこともあります。しかし、自分を育ててくれた故郷に、再び豊かな姿を取り戻したいとも思うようになりました。

新たな一步を踏み出して、まだ2カ月ですが、地域の復興と伴走しながら、進んでいけるように努力を続けます。



〒979-1401 双葉町大字中野字竹ノ花7  
電話 0240 (23) 7806  
FAX 0240 (23) 7807  
e-mail info@ito-bussan.jp  
【営業時間】 8 : 30 ~ 17 : 00  
【定休日】 第2・4土曜日、日曜、祝日

## 今月のベストスマイル



8月29日、試験栽培用のほ場への作付準備を行った上羽鳥地区農地保全管理実行組合の皆さんの笑顔です。

### 編集後記

今月の表紙は、8月22日に双葉中学校で行われた私物取り出しで再会した、同級生の3人です。同日、ふたば幼稚園と双葉南・北小でも希望者による私物取り出しが行われました。懐かしい気持ちになったのは当時の在園・在校生だけではないようで、保護者の方と当時の思い出話をしながら私物を取り出して話している方も多く、保護者の方の学生時代の校舎の様子に興味を持って話し合う家族もいました。

8月27日には両竹地区で、8月30日には下羽鳥・長塚地区、上羽鳥地区で野菜の試験栽培の取り組みが行われました。両日とも天候に恵まれ、ほ場の準備時も含め厳しい暑さの中での取り組みとなりましたが、組合の皆さんの暑さにも負けず力を合わせて取り組む真剣な姿が印象的でした。



## 連絡先

- **いわき事務所**  
〒974-8212  
福島県いわき市東田町二丁目19-4  
☎ 0246-84-5200  
FAX 0246-84-5212  
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**  
〒963-8024  
福島県郡山市朝日一丁目20番2号  
☎ 024-973-8090  
FAX 024-933-5120  
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**  
〒347-0105  
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階  
☎ 0480-53-7780  
FAX 0480-53-7266  
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **コミュニティセンター連絡所 (午前9時～午後4時)**  
〒979-1471  
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22  
☎ 0240-23-0051  
FAX 0240-23-0052
- **南相馬連絡所 (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)**  
〒975-0039  
福島県南相馬市原町区青葉町2-26-2  
(浪江町役場南相馬出張所内2階)  
☎ 0244-32-1275  
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所 (月・火・水 午前9時～午後5時)**  
〒305-0044  
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟  
☎/FAX 029-854-7511

- **双葉町公式ホームページ**  
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- **双葉町公式YouTubeチャンネル**  
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- **双葉町復興ポータルサイト**  
<https://www.futaba-fukkou.jp/>
- **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**  
<https://futabanowa.wordpress.com/>

